

# 東近江圏域 水害に強い地域づくり協議会 取組方針に基づく取組状況一覧表

## (1)円滑かつ迅速な避難のための取組

### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

緊急行動計画	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)				
2	・平成29年6月末に構築された水害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う。	引き続き実施	2市2町 滋賀県	土木事務所長と市町長とのトップセミナーを開催し、ホットラインの連絡先を確認、運用した。
	・土砂災害に関するホットラインを構築する。	H30.6まで	2市2町 滋賀県	平成30年6月25日付けにて、土砂災害に関するホットラインの連絡体制を策定・通知した。土砂災害警戒情報発表の決定を速やかに市町へ連絡し、早期の避難勧告発令等を支援した。
■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)				
3	・河川管理者のタイムラインを精査し、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載した上で協議会の場を活用し共有する。	H30.6まで	2市2町 滋賀県	河川管理者のタイムラインについて、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載し、平成30年6月開催の担当者会議において共有した。
	・土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難勧告発令基準について検証する。	H31.3まで	2市2町 滋賀県	2市2町について、土砂災害に対する避難勧告発令基準が客観的に記載されていることを確認した。
	・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る。	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県	最新の雨量・災害データをもとに、新しい土砂災害発生危険基準線(CL)を作成した。また、発表除外格子については、各市町へヒアリングした結果を反映した。平成31年出水期から新基準での運用開始を予定する。
	・土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直しに合わせて「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」に基づくタイムラインを作成する。	2022.3まで	2市2町 滋賀県	引き続き実施
	・毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う。	引き続き実施	2市2町 滋賀県	河川管理者のタイムラインについて、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載し、平成30年6月開催の担当者会議において共有した。
■水害・土砂災害危険性の周知				
4	・地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する。	引き続き実施	滋賀県	継続実施
	・中小河川における避難判断の目安を検討する。	引き続き実施	竜王町 滋賀県	引き続き実施
		順次実施	近江八幡市 東近江市 日野町	
	・危険性周知が必要な箇所に、簡易量水標を順次設置する。	引き続き実施	滋賀県	地域の避難判断の目安となる簡易量水標を2箇所設置した。
	・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等や基礎調査の結果を公表し、周知する。	引き続き実施	滋賀県	平成30年度に、土砂災害警戒区域12箇所、特別警戒区域44箇所の指定を行い、滋賀県ホームページでの公表や市町への通知によって周知を行った。
・毎年協議会の場において、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う。	順次実施	2市2町 滋賀県	協議会(担当者会議)にて共有	

## (1)円滑かつ迅速な避難のための取組

### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

緊急 行動 計画	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供				
5	・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト(SISPAD)を運営・更新する。	引き続き実施	滋賀県	継続実施
	・避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等を検討する。	引き続き実施	2市2町	継続実施(近江八幡市) 引き続き、Lアラートや県防災システム等を活用した避難に関する情報の迅速な伝達に努めた。また、平成30年度からは、防災情報告知放送システム(防災無線)戸別受信機の本格運用を開始し、ケーブルテレビでの避難に関する情報の伝達と合わせて行った。(東近江市) メール配信(日野めーる)(日野町) 「竜王町安心ほっとメール」への登録について周知している。(竜王町)
	・土砂災害警戒情報について、プッシュ型しらがメールの利用を促進する。	引き続き実施	滋賀県	砂防出前講座等において、しらがメールによる土砂災害警戒情報の配信を啓発した。
■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施				
7	・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し支援する。	2022.3まで	2市2町 滋賀県	継続実施。モデル施設において避難確保計画作成した。
	・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況および施設の位置付けの見直しについて、毎年協議会の場において進捗状況を確認する。	順次実施	2市2町 滋賀県	継続実施

## (1)円滑かつ迅速な避難のための取組

### ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

記載 根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知				
8	・想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する。 ○日野川 ○愛知川 ○琵琶湖	H31.3まで 2020.3まで H31.3まで	滋賀県	日野川、琵琶湖の洪水浸水想定区域図を作成し公表した。
	・地先の安全度マップについて、更新し公表する。	2020.3まで	滋賀県	継続実施
	・平成15年度公表の土砂災害危険箇所については平成29年度に基礎調査を完了し、土砂災害警戒区域等の指定を完了する。	H31.3まで	滋賀県	平成15年度公表の土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等の指定を完了した。
	・新たに判明した土砂災害リスク箇所について基礎調査を完了し公表する。	2020.3まで	滋賀県	土砂災害リスク箇所の新規抽出を完了し、現在298箇所の基礎調査を実施している。
	・毎年協議会の場において進捗状況を確認する。	順次実施	2市2町 滋賀県	協議会にて進捗報告
■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用				
9	・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する。	順次実施	2市2町	2020年更新予定(近江八幡市) 現在、ハザードマップの更新中。H31年3月に完了予定(東近江市) 2020年に更新予定(日野町) 未実施(2020年年度中に作成し全戸配付を予定している。)(竜王町)

**(1)円滑かつ迅速な避難のための取組**

**②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項**

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
<b>■浸水・土砂災害実績等の周知</b>				
10	・地先の安全度マップによる浸水リスクの公表ならびに、流域治水条例による想定浸水深の設定を行う。	引き続き実施	滋賀県	継続実施
	・水害・土砂災害履歴調査結果を公表する。	引き続き実施	滋賀県	継続実施
<b>■防災教育の促進</b>				
11	・防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県	市内1小学校で防災に関する出前講座を児童及び保護者を対象に実施し、地域の水害リスクや避難に関する情報などについて周知を行った。(東近江市)実施済み(日野町)
	・学校の要請に応じた小学生等を中心とした避難経路の安全点検を実施する。	引き続き実施	滋賀県	継続実施
	・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する。	引き続き実施	滋賀県	平成30年度は、6月1日～9月15日の期間で「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」を実施し、35校から、計154点の応募があった。小中学生に対して、土砂災害への備えについて啓発を図った。

**(1)円滑かつ迅速な避難のための取組**

**③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組**

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
<b>■危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備</b>				
12	・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ(CCTVカメラ)を設置し情報を提供する。	引き続き実施	滋賀県	河川管理上重要な箇所についてCCTVカメラを設置し情報共有。
	・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する。	引き続き実施	東近江市	水防活動時においては、市ホームページにて、市設置の河川カメラの情報を公開する。
	・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計・量水標を設置・観測し、情報共有する。	順次実施	2市2町 滋賀県	民間企業と連携し水位の観測等(水位計設置等)出来ないか検討中である。(IOTの活用)(竜王町) 氾濫する恐れのある地域等における洪水時の避難勧告等の発令判断に活用するため簡易水位計・量水標を設置し観測、情報共有。(滋賀県)

**(2)的確な水防、土砂災害防止活動のための取組**

**①水防体制の強化に関する事項**

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
<b>■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</b>				
15	・1級河川における重要水防箇所について、5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する。	順次実施 (2021.6まで)	2市2町 滋賀県	重要水防箇所等の情報共有と関係市による共同点検と堤防の浸透、浸食に関する情報提供
	・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する。	順次実施	2市2町 滋賀県	順次実施
	・協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する。	順次実施	2市2町 滋賀県	協議会(担当者会議)にて共有

## (2)的確な水防、土砂災害防止活動のための取組

### ①水防体制の強化に関する事項

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■水防・土砂災害に関する広報の充実				
16	・協議会の場において、水防団員(消防団員)、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報について検討の上実施する。	順次実施	2市2町 滋賀県	防災に関する連続講座やフォーラムの開催、地区への出前講座等を通じて自主防災の必要性についての周知を継続して行っている。(東近江市) 日野町防災士連絡会より広報誌を年2回配布(日野町)
	・自主防災組織の体制づくりを支援する。 (組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	2市2町 滋賀県	防災に関する連続講座やフォーラムの開催、地区への出前講座等を通じて組織の立上げや運営への支援を継続して行っている。(東近江市) 防災士の育成や自主防災組織立ち上げ、資機材整備に補助金を出し支援(日野町) 出前講座を実施(竜王町)

## (2)的確な水防、土砂災害防止活動のための取組

### ①水防体制の強化に関する事項

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■水防・土砂災害防止訓練の充実				
17	・水防技術に関する勉強会を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県	職員を対象とした、シスパットの勉強会、排水ポンプ車の操作方法、設置訓練を行った。 (東近江市) 水防研修会の実施
	・毎年、水防研修・水防訓練を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県	引き続き実施
	・毎年、市町主催の土砂災害を対象とした訓練や、県と市町による土砂災害情報伝達訓練を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県	6月7日に、県下統一の土砂災害情報伝達訓練を実施し、改善すべき点についてフィードバックを行った。また、10月8日に近江八幡市で実施された避難訓練において、県砂防課より土砂災害に関する出前講座を実施・支援した。
■水防団間での連携、協力に関する検討				
18	・協議会の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容について検討する。	順次実施	2市2町 滋賀県	引き続き実施

## (2)的確な水防、土砂災害防止活動のための取組

### ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実				
19	・市町村庁舎や災害拠点病院のリスクを確認し協議会の場を活用し、情報共有する。	順次実施	2市2町 滋賀県	リスクについて担当者会議にて報告した。
■市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)				
20	・協議会の場を活用し、市町村庁舎や災害拠点病院のリスクを踏まえ機能確保の対策について検討する。	順次実施	2市2町 滋賀県	情報を持ち帰り機能確保について検討。

### (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等				
21	・長期にわたり浸水が継続する地域(干拓地等)において、排水計画を作成し、災害時における排水ポンプ派遣について、国などの関係機関の連携を強化する。	順次実施	近江八幡市 東近江市 滋賀県	災害時における排水ポンプ車派遣について国などの関係機関との連携強化。
	・水資源機構との連携や、機構の対象区域外の体制について確認する。	順次実施	近江八幡市 東近江市 滋賀県	河川情報等の迅速な状況把握と関係機関への情報提供と共有。
■浸水被害軽減地区の指定				
22	・浸水被害軽減地区の対象となる施設について抽出し、氾濫シミュレーション等の情報を提供する。	順次実施(H31.3まで)	滋賀県	浸水被害軽減施設の抽出作業を実施し、該当施設がないことを担当者会議にて報告。
	・協議会の場を活用して、指定の予定や指定にあたっての課題を共有し、連携して指定に取り組む。	順次実施	2市2町 滋賀県	今回対象となる施設は該当なし。

### (4) 河川管理施設、土砂災害防止施設の整備等に関する事項

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)				
23	・「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成26年3月)東近江土木事務所管内(別紙1)」により河川改修を実施する。	引き続き実施	滋賀県	「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成26年3月)、東近江土木事務所管内」(別紙1)により、河川改修および堤防強化を実施。
	・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する。	引き続き実施	滋賀県	河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等。
	・砂防事業実施箇所位置図(別紙2)により土砂災害防止施設の整備を実施する。	引き続き実施	滋賀県	砂防事業実施箇所位置図(別紙2)により土砂災害防止施設の整備を実施。東近江土木事務所 河川砂防課から、河川・砂防施設整備について報告。
■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫				
24	・「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成26年3月)東近江土木事務所管内(別紙1)」により堤防強化を実施する。	引き続き実施	滋賀県	「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成26年3月)、東近江土木事務所管内」(別紙1)により、河川改修および堤防強化を実施。

### (4) 河川管理施設、土砂災害防止施設の整備等に関する事項

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■ダム再生の推進				
25	・長寿命化計画の見直しを行う。	順次実施	滋賀県	
	・ダム再生に向けた事業化の検討を行う。 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	順次実施	滋賀県	
■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保				
26	・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う。	順次実施	滋賀県	

(5) 減災・防災に関する取組および支援(流域治水条例に係る取組を含む)

記載根拠	主な取組項目	目標時期	取組機関	取組方針に基づく取組状況
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援				
28	・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する。	引き続き実施	滋賀県	継続実施
	・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する。	引き続き実施	滋賀県	継続実施
■適切な土地利用の促進				
30	・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり(とどめる対策)の取組を実施する。	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	継続実施
	・浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施する。 取組対象地区: 近江八幡市水茎町、近江八幡市安土町下豊浦、東近江市葛巻町、東近江市きぬがさ町、竜王町弓削	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	継続実施
	・土地利用規制の取組を実施する。(1/10、50cm市街化編入しないなど)	引き続き実施	滋賀県	継続実施
■そなえる対策の実施				
—	・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施する。	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	継続実施
	・地域におけるタイムライン等の作成を支援する。	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	継続(一部の学区で作成) 東近江市きぬがさ町の3自治会、葛巻自治会において、地域のタイムライン作成を行った。 未実施 継続実施
■貯留浸透対策の推進				
—	・各戸での雨水貯留対策に対し支援する。	引き続き実施	東近江市	不要となった浄化槽の改良や雨水貯留施設の設置に関して設置費用の3分の1を補助金と支給している。(上限あり)
	・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する。	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	継続 里山防災緩衝帯整備事業を活用して、森林整備支援している。耕作放棄地を再生利用するために補助金を支給している。(上限あり) 農地・森林での貯留対策推進 未実施
■避難のための情報発信				
—	・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等(無線のデジタル化等)を普及する。	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町	継続検討 防災情報告知放送システム(防災無線)戸別受信機の本格運用を開始した。 導入済み
		順次実施	竜王町	2018年度に実施設計を行い、2019年・2020年度の2カ年で整備を行う。

# 取組方針に基づく2018年度の取組報告

【東近江土木事務所】 河川カメラや簡易量水標の設置箇所



平成三十一年三月調査

東近江土木事務所

# 取組方針に基づく2018年度の取組報告

【東近江土木事務所】 河川整備5ヶ年計画による河川改修・堤防強化、砂防事業

実施箇所 位置図

円山2地区



- 【凡例】
- 黒線 : 整備済み区間
  - 赤線 : H26～30年度実施予定区間
  - 緑線 : H31年度以降整備区間
  - 紫線 : 河川計画検討区間
  - ピンク線 : Tランク河川対策予定区間
  - 青線 : 重点的に維持管理に取り組む区間
  - : 補助通常砂防事業、補助砂防総合流域防災事業
  - : 補助急傾斜地崩壊対策事業、補助急傾斜地総合流域防災事業
  - : 単独通常砂防事業
  - : 市町急傾斜地崩壊対策事業
  - ▽ : 管理ダム
  - ▽ : 検証中ダム
  - 川 : 河川名(河川整備5ヶ年計画)
  - ◇川 : 砂防事業等箇所
  - ⊗ : H29災害復旧工事
  - : 浚渫・伐採



河川番号	河川名	延長(m)	事業内容
2	大津龍巻川長良橋	203	在生今
13	彦根八日市甲西橋	206	神原彦根
14	近江八幡橋玉橋	208	小島西生来
22	竜王石室橋	209	八日市浄土寺
25	彦根近江八幡橋	210	五輪彦根
26	大津守山近江八幡橋	211	八日市浄土寺
28	龍巻愛知川橋	213	龍巻彦根
34	多摩寺尾寺橋	216	南陸野今在家八日
41	上山彦根八幡橋	217	八日市浄土寺
45	石原八日市橋	218	横溝彦根
46	八日市龍生橋	221	日加田龍東
48	近江八幡守山橋	229	百濟寺甲上原本
52	龍巻八日市橋	327	龍巻八日市
158	安曇寺八日市橋	502	近江八幡守山橋
164	水口竜王橋	508	中里山上日野橋
165	春日竜王橋	511	龍巻新田安土橋
166	小口川守山橋	524	龍巻西中在寺橋
168	下羽田市辺橋	525	西明寺安曇彦根
170	高木八日市橋	528	伊庭円山橋
175	日野野原橋	529	小田高愛知川橋
176	坂川西竜王橋	540	日野水口橋
178	泉日野橋	541	龍川彦根橋
180	柳田水口橋	553	今龍巻橋
182	西明寺水口橋	559	近江八幡大津橋
183	日野龍巻橋	600	近江八幡大津橋
188	柳田水口橋		龍巻水口橋

※ 施工中のものを含むため、施工延長等は変更となる場合があります





# 取組方針に基づく2018年度の取組報告

## 【東近江市】

### (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県



蒲生西小学校防災出前講座

対象：小学生5年生、6年生児童およびその保護者  
(約240名)

地震と水害・土砂災害に分けて、学校周辺の災害のリスクと教室にいるときなど状況別の災害時に取るべき行動を防災マップや実際の災害時の事例を交えながら説明した。

### (2) 的確な水防、土砂災害防止活動のための取組

#### ① 水防体制の強化に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・水防技術に関する勉強会を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県



排水ポンプ車実施訓練

対象河川：普通河川 準用河川

対象：生活基盤部職員

出水期前に、過去浸水被害地域において、排水ポンプ車の設置及び操作訓練を実施しました。

# 取組方針に基づく2018年度の取組報告

## 【日野町】

### (2) 的確な水防、土砂災害防止活動のための取組

#### ①水防体制の強化に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・自主防災組織の体制づくりを支援する。 (組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	2市2町 滋賀県

取組内容：日野町防災士連絡会による自主防災組織体制づくり

#### ■小学校と連携した防災学習の実施について

平成28年度より実施している。避難訓練を実施後、低学年と高学年に分かれてそれぞれ防災について勉強していただいた。今年度は、低学年は防災士手作りの「防災カルタ」、高学年は「HUG（避難所運営ゲーム）」を通じて、災害時の行動や気をつけるべきこと等について学習していただいた。また、昨年は学校より、教員の防災学習について、日野小学校の教員を対象にHUGを実施した。



△避難訓練の様子



△防災カルタの様子



△HUGの様子

#### ■防災学習会の実施について

年に2回、日野町防災士連絡会と日野町の共催で、講師をお招きし、区長や自主防災組織役員、防災士資格取得者等を対象に防災学習会を実施している。

平成30年度は、彦根地方気象台等に講師を依頼し、講演を実施いただいた。今後も引き続き開催し、地域の防災力の向上に向け取り組む。

# 取組方針に基づく2018年度の取組報告

## 【竜王町】

### (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

取組項目	実施時期	取組機関
・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計・量水標を設置・観測し、情報共有する。	順次実施	2市2町 滋賀県

取組内容：民間企業等と連携したIoTの活用検討

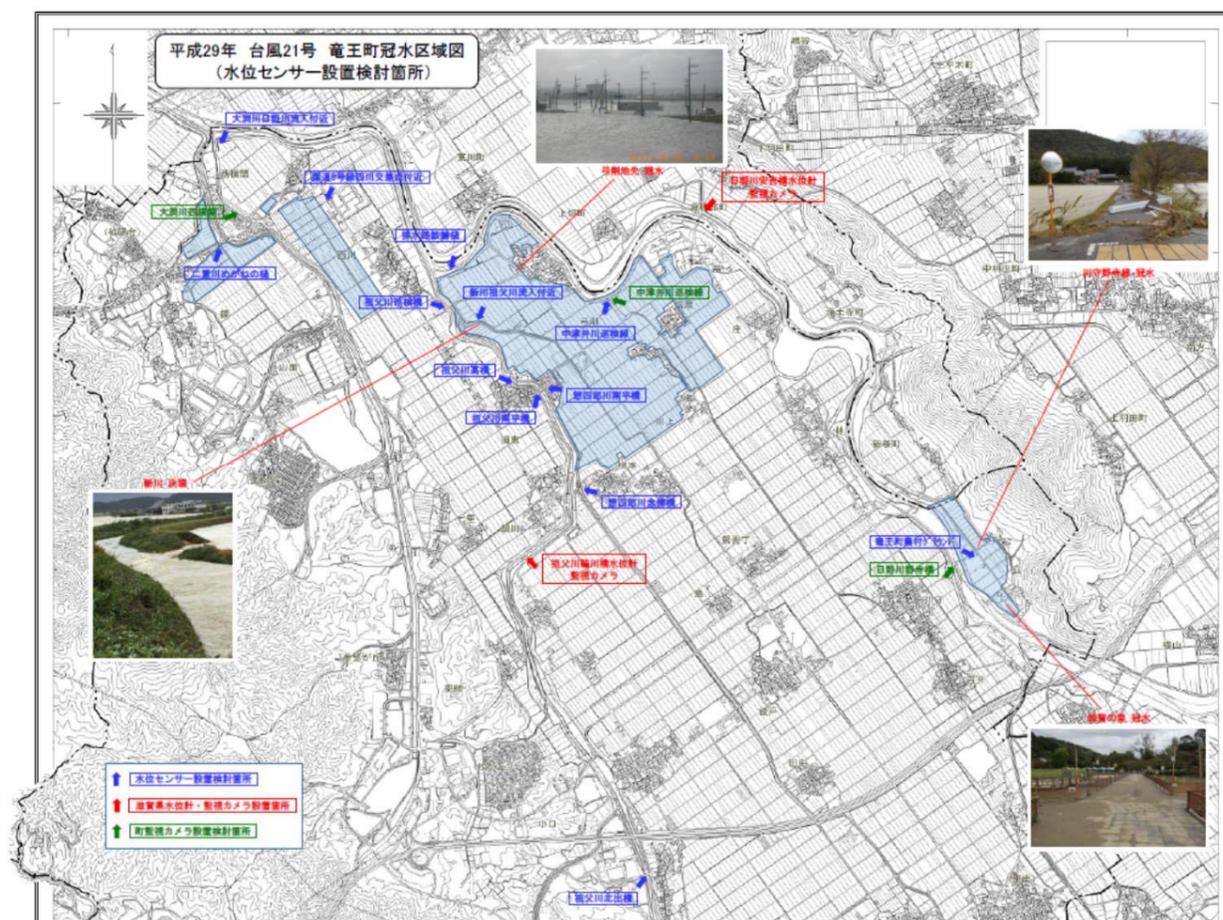
IoTを活用（河川への水位センサーの設置）して住民、企業に適切・迅速な情報発信を目指す。

○地域IoT官民ネット IoTデザインハブ（全国7市町）

開催日時：平成31年2月15日（金） 12時30分から16時00分まで

場 所：TKP渋谷（東京都）

主 催：地域IoT官民ネット（事務局：総務省情報流通行政局情報流通振興課）



### ○今後の取り組み

今回のIoTデザインハブでは、国立研究開発法人防災科学技術研究所をはじめ8社の民間企業等から問題解決に向けての提案をいただいたことから、これらの民間企業等と課題解決に向け協議を重ね、具体的なシステム構築に繋げていきたいと考えている。

### (2) 的確な水防、土砂災害防止活動のための取組

#### ①水防体制の強化に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・水防技術に関する勉強会を実施する。	引き続き実施	2市2町 滋賀県

取組内容：職員防災研修会の実施

目的：台風や集中豪雨などの災害時に備え、事前に竜王町内の氾濫危険河川や土砂災害危険箇所などの現状を把握し、全職員が災害時に対応できる知識を習得する。

開催日：年平成30年1月24日（水）・平成30年7月26日（木）

内容：午前 講 義「竜王町内の水害・土砂災害リスクについて」  
午後 現地視察「蔵王ダム～日野川ダム～町内河川合流箇所等」

講 師：滋賀県土木交通部 流域治水政策室・砂防課職員

その他：平成31年度においても開催予定



# 取組方針に基づく2018年度の取組報告

## 【滋賀県砂防課・彦根地方気象台】

### (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る。	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県

#### 土砂災害警戒情報の発表基準について

・土砂災害警戒情報は、**2時間後の予測雨量が土砂災害発生危険基準線（CL）を超過した場合に発表**する。

#### ・精度向上のポイント

①最新の知見に基づく計算パラメータを適用することにより、**夕立などの短時間降雨による土砂災害警戒情報の空振り（予測が外れること）を軽減**

②新しい降雨・災害を基準に反映

#### 平成30年度の取組内容

##### H30.9～H30.11

・既往の土砂災害について、規模・発生時刻等を市町へヒアリングし精査  
・有識者による「滋賀県土砂災害警戒情報検討委員会」を計3回開催し、新しい土砂災害発生危険基準線（CL）の案を検討・作成【滋賀県砂防課】

##### H30.12

・土砂災害警戒情報の発表が不要な人家等のない山間部について、警戒情報発表除外格子を除外する市町へヒアリングし反映【滋賀県砂防課】

##### H30.12～H31.2

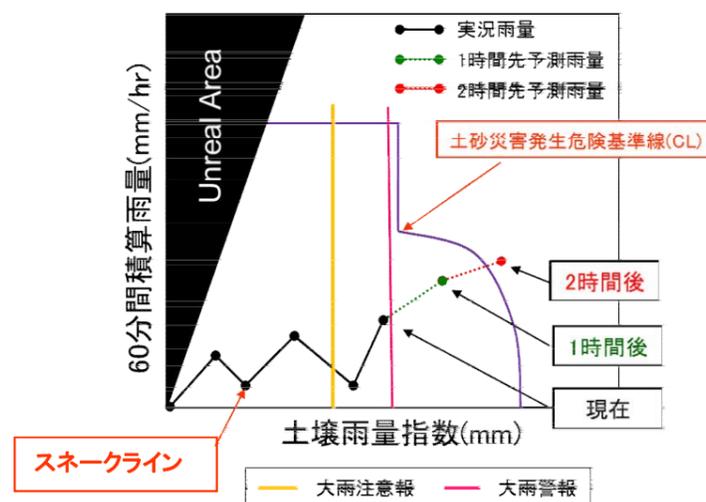
・新しい土砂災害発生危険基準線（CL）をもとに、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報（土砂災害）の新基準を検討・作成【彦根地方気象台】

##### H31.2～H31.3

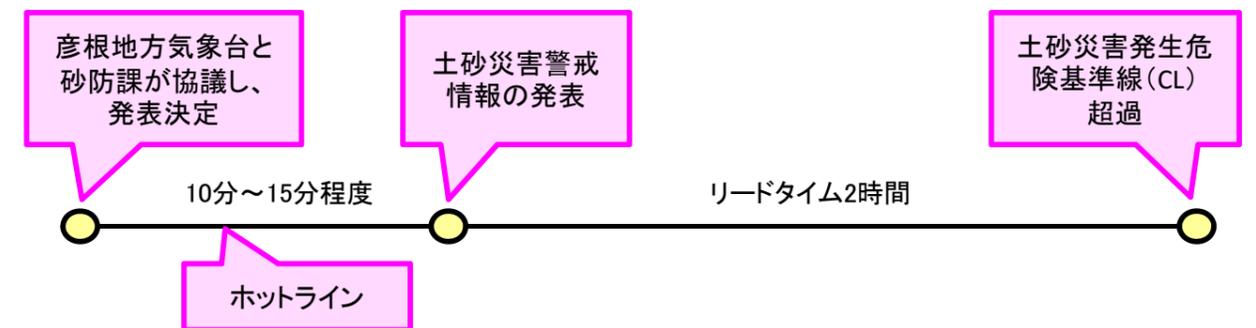
・新基準（素案）を市町へ意見照会  
・基準の改訂説明会を、「市町村をまとめた単位」ごとに開催【滋賀県砂防課・彦根地方気象台】

##### H31.3

・新基準（案）を市町へ意見照会【滋賀県砂防課・彦根地方気象台】



取組項目	実施時期	取組機関
・土砂災害に関するホットラインを構築する。	H30.6まで	2市2町 滋賀県



・彦根地方気象台と砂防課が協議し、**土砂災害警戒情報の発表が決定した時**、ホットラインを実施早期の避難勧告等発令判断に活用

・平成30年6月通知にて、各市町長（部長等）と砂防課長との連絡体制を策定・通知し運用開始

市町	平成30年度の実施回数
近江八幡市	2
東近江市	2
日野町	1
竜王町	1

#### ②平時からの住民等への周知、教育、訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・平成15年公表の土砂災害危険箇所について、土砂災害警戒区域等の指定を完了する。	H31.3まで	滋賀県

#### 土砂災害警戒区域等指定箇所数

市町	平成30年度		合計	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
近江八幡市	7	12	112	84
東近江市	4	2	270	169
日野町	1	29	160	103
竜王町	0	0	12	8
合計	12	43	554	364

# 取組方針に基づく2018年度の取組報告

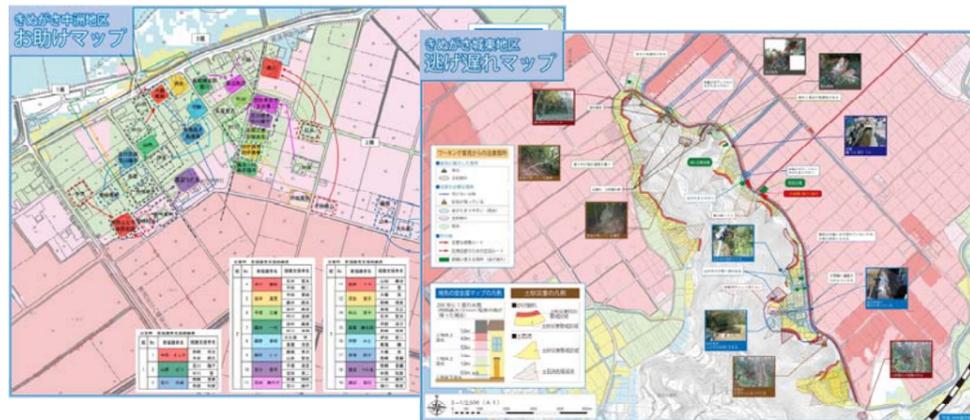
## 【滋賀県流域治水政策局】

### (5) 減災・防災に関する取組および支援（流域治水条例に係る取組を含む）

取組項目	実施時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施する。</li> <li>浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施する。 取組対象地区：近江八幡市水荃町、近江八幡市安土町下豊浦、東近江市葛巻町、東近江市きぬがさ町、竜王町弓削</li> <li>地域におけるタイムライン等の作成を支援する。</li> </ul>	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県

#### ①東近江市きぬがさ町

きぬがさ町の町内3地区において、防災マップ（お助けマップ、逃げ遅れマップ）を作成した。



防災マップの作成

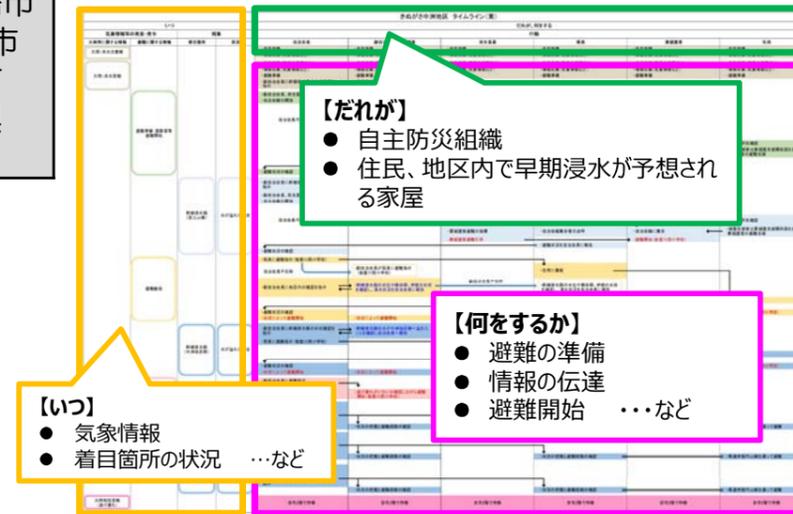
きぬがさ町城東地区において、平成30年10月21日に避難訓練を実施した。過年度に作成したタイムラインを用いて、「須田川の水位が上昇し避難経路が浸水する恐れがある」を避難開始のトリガーとした。

実施日	平成30年10月21日 09:00~12:00
場所	防災広場、草の根ハウス (きぬがさ城東地区内)
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイムライン案を用いた避難訓練</li> <li>タイムラインの説明</li> <li>消火訓練</li> </ul>



避難訓練の実施状況

きぬがさ町の2地区において、平成30年6月30日（中央地区）、平成30年11月11日（中洲地区）に図上訓練を実施し、タイムラインを作成・確認した。



作成したタイムライン

作成した防災マップをもとに、意見交換を実施した。



図上訓練の実施状況（中洲地区）

#### ②竜王町弓削地区、東近江市葛巻町

葛巻地区については、水害に強い地域づくりの取組（そなえる対策）を地域住民、行政が協働で取組を行い、現在は、葛巻地区が独自運用を行いながら、毎年避難訓練等を実施している。



意見交換会（H31.1.26）



弓削地区については、水害に強い地域づくりの取組を進めていくため、出前講座や水害履歴調査を実施してきた。同日野川沿川の先進地である葛巻地区の取組を学ぶため、意見交換会が実施され、地域主導の取組が進んでいる。3ヶ年計画を自治会が作成。今後の取組を支援予定。

# 取組方針に基づく2018年度の取組報告

## 【滋賀県流域政策局】

### (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

#### ■浸水被害軽減地区の指定

取組項目	実施時期	取組機関
・浸水被害軽減地区の対象となる施設について抽出し、氾濫シミュレーション等の情報を提供する。	順次実施 (H31.3まで)	滋賀県

## 1. 検討目的

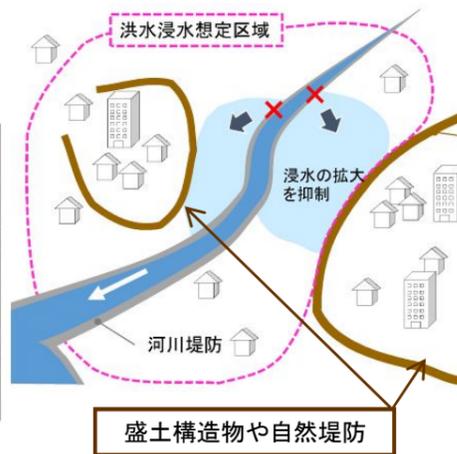
「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行され、そこに「浸水拡大を抑制する施設等の保全について（浸水被害軽減地区）」が記されている。この浸水被害軽減地区とは、洪水氾濫の際に浸水拡大を抑制する施設として、輪中堤防など帯状の盛土構造物等を活用するため、その盛土構造物等の保全が図られる地区のことである。水防管理団体である市町村の長や水防事務組合等の水防管理者が、盛土構造物等が存在する区域について指定を行い、土地の掘削や切土、盛土などの形状を変更しようとする行為を制限させる。今年度は、浸水被害の軽減に寄与する盛土構造物の抽出とその有無による影響評価の実施を目的としている。

■輪中堤等の盛土構造物  
歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物。

■自然堤防  
河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地。



普段は散策路として利用



## 2. 検討方法

右記の評価項目より、河川堤防や鉄道・道路盛土構造物など日常的に使用されない盛土構造物を抽出・選定した。



## 3. 盛土構造物の抽出

- 陰影図** 5mメッシュ標高（LP5m）データを使用し、光源をあてて標高差を浮かび上がらせて陰影図を作成した。盛土構造物を抽出しやすいように鉛直方向のスケールを20倍に拡大し、高低差を強調させた。
- 標高差分図** GIS上において50mメッシュ（標高）と5mメッシュ（標高）の平均地盤高の差を算出する。差分を表示して相対的な比高を協調（+5m：赤、～0m：緑、～-5m：青）させた。
- 等高線図** 基盤地図情報より等高線図を作成し、抽出の参考とした。

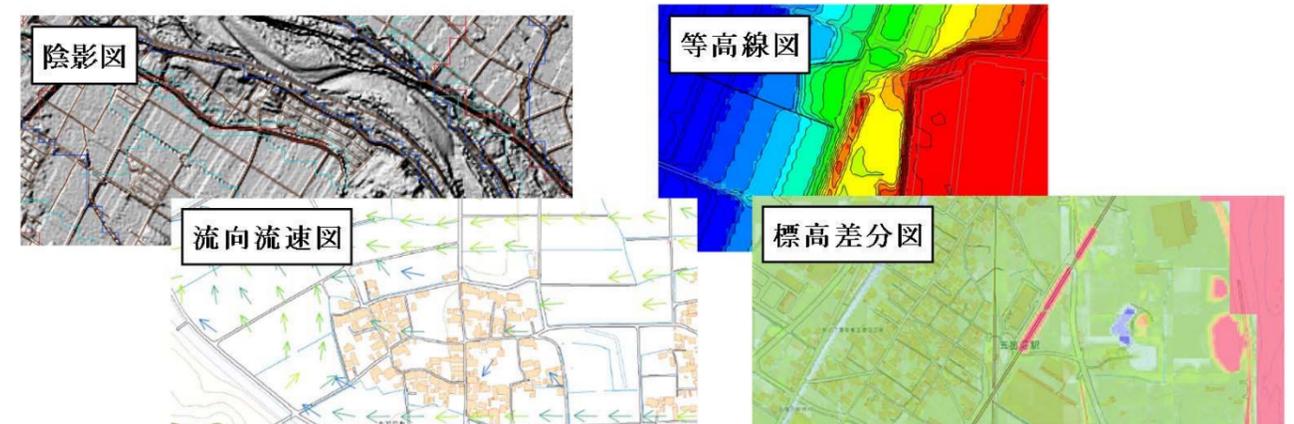
## 4. 一次選定

**浸水深** 各市町が公表している洪水ハザードマップ※を基に、簡易的に盛土構造物付近の浸水深を調査し、盛土構造物への影響の有無を把握した。

- ※近江八幡市の洪水ハザードマップ：●琵琶湖浸水想定区域（明治29年9月洪水時相当の大雨が降った場合）  
●日野川浸水想定区域（概ね100年に1回程度起こる大雨が降った場合）
- 東近江市の洪水ハザードマップ：●琵琶湖浸水想定区域（明治29年9月洪水時相当の大雨が降った場合）  
●愛知川・日野川浸水想定区域（概ね100年に1回程度起こる大雨が降った場合）  
●地先の安全度マップ（概ね100年に1回程度起こる大雨が降った場合）

**流速流向図** 氾濫した水の盛土構造物付近における動きとその水の勢いを流向流速図で示し、盛土構造物の有無による影響を把握した。（100年確率）

**土地利用** 道路・鉄道盛土構造物、河川堤防以外の要因により撤去ができない盛土構造物は選定外とした。



## 5. 二次選定

一次選定において選定した3箇所の盛土構造物について、宅地との関係性・影響等の評価を行い、影響評価を実施する盛土構造物を選定した。

## 6. 最終結果

盛土構造物の抽出・選定の結果、東近江圏域には浸水被害の軽減に寄与する盛土構造物は無かった。